

●香川県告示第361号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年8月6日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

- 1 施行者の名称
観音寺市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
観音寺都市計画道路事業 3・4・2 観音寺駅観音寺港線 3・5・18 中央七間橋線
- 3 事業施行期間
平成25年8月6日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分 観音寺市観音寺町字白浜及び字下柳地内